

主な改正内容

1 基本理念の見直し

(第1条)

消費生活の安定及び向上に関する取組を、府、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体が相互に連携・協働することを基本とし、消費者の権利を拡充するとともに施策の推進に当たって配慮すべき事項を明記しました。

〔消費者の権利〕

- ① 消費者の安全が確保される権利
- ② 商品等について適正な広告、表示等を行わせる権利
- ③ 商品等について不当な取引行為を行わせない権利
- ④ 消費生活において、不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
- ⑤ 消費生活に関する必要な情報の速やかな提供を求める権利
- ⑥ 消費生活に関する必要な知識を修得し、主体的に行動するための教育を受ける権利
- ⑦ 消費者の意見を消費生活施策に反映させることを求める権利
- ⑧ 消費者の個人情報、適正に取り扱われる権利



〔施策の推進に当たって配慮すべき事項〕

- ① 消費者の年齢その他の特性
- ② 消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されること
- ③ 高度情報通信社会の進展に的確に対応すること
- ④ 環境の保全並びに資源及びエネルギーの有効な利用

2 事業者団体、消費者団体の役割規定の新設

(第2条～第6条)

府、事業者の責務、消費者の役割を見直し、事業者団体や消費者団体の役割を新たに規定しました。

3 行動計画の策定

(第7条)

消費生活施策の計画的な推進を図るため、行動計画を定めます。

4 連携・協働の推進

(第8条、第9条)

府は、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体の相互の理解が促進され、連携・協働のもとに消費生活の安定及び向上に関する取組が実施されるよう、必要な施策を展開します。

5 安全を確保するための規制の強化

(第10条～第12条)

事業者の立証責任

商品等の安全性について、調査の結果、なお、疑いがある場合は、事業者に対し、安全であることの立証を求め、正当な理由なく立証資料を提出せず、又は、虚偽の立証資料を提出した場合には、安全性を害する商品等であるとみなし改善勧告等必要な措置を講じます。

緊急情報提供

商品等が、消費者の安全を著しく害すると認められる場合には、被害の拡大防止のため、商品名や事業者名などの情報を府民に提供します

6 不当な取引行為に関する規制の強化

(第15条～第19条)

不当な取引行為の禁止 ※不当な取引行為：勧誘から履行、契約解除までの一連の行為を規定

消費者との取引に際し、事業者が行ってはならない取引行為に不当な与信行為（信販契約等）を新たに追加しました。

また、その内容を具体的に規則に規定しました。



事業者の立証責任

不当な取引行為を行っている疑いがあり、改善勧告等を行うため、事業者に対し、勧誘時に告げた内容などの合理的な根拠を示す資料を求め、提出がない場合には、不当な取引行為とみなし改善勧告等必要な措置を講じます。

緊急情報提供

不当な取引行為により、消費者に重大な被害が発生したり、発生するおそれがある場合には、不当な取引行為の内容や事業者名などの情報を府民に提供します。

信販会社への加盟店の不当な取引行為を通知

信販会社に加盟店の不当な取引行為を通知し、適正な管理を促すことで、消費者被害の拡大を防ぎます。

7 適格消費者団体に対する支援

(第29条)

不特定多数の消費者の利益のため、消費者に代わって事業者の不当な契約条項の使用や不当な勧誘行為の差止請求を行う適格消費者団体に対して、消費生活相談に関する情報の提供など必要な支援を行います。

8 知事に対する申出制度の新設

(第34条)

消費者は、不当な取引行為などに対して必要な措置が取られていないと考えるときは、知事に対し、適切な措置を講ずるよう求めることができるようになりました。